

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）第20条の規定にもとづき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するものをいう。

2 この要綱において「小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

3 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法第2条第2項に規定するものをいう。

4 この要綱において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学および高等専門学校、ならびに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。

5 この要綱において「試験研究機関」とは、滋賀県が設置する試験研究機関をいう。

6 この要綱において「共同研究体」とは、中小企業者等と、大学等の2者以上によって構成される連携体をいう。

7 この要綱において「スタートアップ」とは、申請時にサービス含む商品を市場に提供、あるいは提供しようとする者で、事業終了後に地域へのサービス実装が実現できる新しい技術やアイデアをもとに、社会的課題の解決に主体的に取り組み、常時雇用する従業員が500人を超えない創業から15年以内の未上場企業をいう。

(目的)

第3条 補助金は、滋賀県産業振興ビジョン2030に基づき県内中小企業者等が新たに挑戦する新製品や新技術に関する調査研究、研究開発、試作開発、実現可能性調査、実証実験等（以下「研究開発」という。）に要する経費について補助金を交付することによって、中小企業者等の研究開発、事業化を促進し、新分野への進出、新産業の創造等に資することを目的とする。

(補助金の区分)

第4条 補助金は、補助事業の内容により、次に掲げるものに区分する。

(1) キックオフステージ

(2) チャレンジステージ

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象者は、滋賀県内で補助事業を行う中小企業者等とし、別表1の要件のいずれかを満たすものとする。

2 前項の補助対象者は、補助事業の実施体制により、別表2のとおり区分する。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、別表3および別表4に定めるところによる。

(補助対象経費、補助率および補助限度額)

第7条 補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額は、第4条ならびに第5条第2項に掲げる区分に応じて、別表5に定めるところによる。

(研究開発計画書の提出)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、研究開発計画書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の内示)

第9条 知事は、前条に規定する研究開発計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めたときは、別表5に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経

費について、予算の範囲内において、補助金の額の内示を行うものとする。

2 知事は、前項の内示を行うにあたっては、別に定める審査会の意見を聴取するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 前条第1項の補助金の内示を受けた者は、補助金交付申請書（様式第2号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第11条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定は、申請を受け付けた日から50日以内に行うこととし、その通知は補助金交付決定通知書（様式第3号）により行う。

（申請の取下げ）

第12条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等の承認）

第13条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の経費の配分または内容を著しく変更しようとするとき。

（2）補助事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

（補助事業遅延等の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告書）

第15条 補助事業者は、9月30日までの補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第6号）を10月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、知事が別に指定する日までに提出するものとする。

（実績報告書）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了または終了した日から5日以内に補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の補助金の額の確定にあたっては、提出を受け付けた日から30日以内に行うものとする。

（財産の管理および処分）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得し、または効用が増加した設備装置等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、別に定める財産処分制限期間を経過する以前に、財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格または増加価格が、50万円未満のものはこの限りではない。

3 知事は、前項の財産処分の承認にあたっては、提出を受けた日から30日以内に行うものとする。

4 知事は、第2項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部または一部を県に納付させることができるものとする。

（研究開発の成果発表等）

第18条 知事は、補助事業の遂行状況報告書の提出を受けた後、または補助事業の実績報告書の提出を受けた後に、補助事業者に対し、研究開発の成果について発表報告させることができる。

2 知事は、前項の発表報告について、別に定める審査会の意見を聴取し、補助事業者に対し補助事業の成果の企業化に向けての適切な指導を行わなければならない。

(実施結果の企業化)

第19条 補助事業者は、補助事業の成果の企業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況について、企業化状況報告書（様式第9号）を作成し、知事に提出しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第20条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権または意匠権（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度または補助事業年度の終了後5年以内に出願もしくは取得した場合、またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に企業化状況報告書（様式第9号）により知事に報告しなければならない。

(収益納付)

第21条 知事は、企業化状況報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が当該補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(概算払)

第22条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第10号）により知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第23条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第24条 補助事業者は、第8条の規定に基づく研究開発計画書の提出、第10条の規定に基づく補助金交付の申請、第12条の規定に基づく申請の取り下げ、第13条の規定に基づく計画変更の申請、第14条の規定に基づく遅延等の報告、第15条の規定に基づく遂行状況の報告、第16条の規定に基づく実績報告、第17条の規定に基づく財産の処分の承認申請、第19条および第20条の企業化状況報告または第22条の概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第25条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付則

この要綱は、平成18年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成18年7月14日から施行する。
この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月15日から施行する。
この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成29年10月2日から施行する。
この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。
この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 補助対象者の要件

- (1) 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業（以下「チャレンジ計画認定事業」という。）実施要綱第3条に規定するチャレンジ計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者等。
- (2) チャレンジ計画認定事業実施要綱第3条に規定するチャレンジ計画の認定の要件を具備する中小企業者等であって、今後のチャレンジ計画の策定に向けた検討ならびに補助事業の研究開発計画の策定および実施について、県商工観光労働部所管の試験研究機関の支援を受けて補助事業を実施しようとする者（キックオフステージに限る）。

別表 2 補助対象者の種別

種 別	実施体制
単独研究型	中小企業者等が単独で行うもの
共同研究型	中小企業者等が共同研究体を構成しておこなうもの

別表 3 補助対象事業（事業区分）

区 分	技 術 内 容
キックオフステージ	研究開発およびアイデアの権利化等事業化計画の技術的可能性、事業化可能性を検証するための調査研究
チャレンジステージ	十分な調査研究と基礎研究の結果をもとに行う新技術の実用化や新製品の試作等のための研究開発、実現可能性調査、実証実験

別表 4 補助対象事業（対象分野）

事業枠	対 象 分 野
成長産業枠	デジタル産業および医療・健康産業において、今後成長が見込まれる分野に関する研究開発 ・デジタル産業（A I ・ I o T、ロボット、情報通信、スマート家電、半導体、エレクトロニクス、自動運転、ドローン、ビッグデータ、6 G等） ・医療・健康産業（医療、健康、介護、フェムテック等）
C O ₂ ネットゼロ枠	エネルギー関連産業、輸送・製造関連産業および家庭・オフィス関連産業において、C O ₂ 削減に資する研究開発 ・エネルギー関連産業（水素、アンモニア、自然エネルギー等） ・輸送・製造関連産業（自動車、船舶、航空機、インフラ、カーボンリサイクル・マテリアル等） ・家庭・オフィス関連産業（住宅・建築物、資源循環等）

別表 5 補助対象経費、補助率および補助限度額

区分	補 助 対 象 経 費		補助率	補助限度額
キックオフステージ	原材料費	原材料および副資材の購入に要する経費	・ 単独研究型 1 / 2 以内 ・ 共同研究型 2 / 3 以内 (スタートアップについては 2 / 3 以内)	1 件当たり 1 0 0 万円 以内
	設備装置・ 工具器具費	設備装置類、工具器具およびソフトウェアの購入、試作、改良、据付け、借用または修繕に要する経費		
	外注費	調査、製作、加工、設計（デザインを含む）、改良、プログラム開発、分析、検査等の外注に要する経費		
	技術指導受入費	技術指導の受入れに要する経費（謝金、旅費等）		
	研究開発委託費	①調査研究、試験、分析、検査等の外部委託に要する経費 ②中小企業者の団体が行う構成員への研究開発の委託に要する経費 ③共同研究体の構成員への研究開発の委託に要する経費		
	産業財産権取得・ 導入費	特許権等の取得・導入に要する経費		
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費		
チャレンジステージ	原材料費	原材料および副資材の購入に要する経費	(スタートアップについては 2 / 3 以内)	1 件当たり 1 0 0 万円 超 2, 0 0 0 万円 以内
	設備装置・ 工具器具費	設備装置類、工具器具およびソフトウェアの購入、試作、改良、据付け、借用または修繕に要する経費		
	外注費	製作、加工、組立、設計（デザインを含む）、改良、プログラム開発、分析、検査等の外注に要する経費		
	技術指導受入費	技術指導の受入れに要する経費（謝金、旅費等）		
	研究開発委託費	①調査研究、試験（実証実験含む）、分析、検査等の外部委託に要する経費 ②中小企業者の団体が行う構成員への研究開発の委託に要する経費 ③共同研究体の構成員への研究開発の委託に要する経費		
	直接人件費・旅費	研究開発に直接従事する者の研究開発業務時間に対応する人件費・旅費		
	産業財産権取得・ 導入費	特許権等の取得・導入に要する経費		
	実証実験付帯費	運送料、借損料、保険料、広告料		
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費		

(宛先)
滋賀県知事

申請者
住所 〒

名称
代表者名

発行責任者・担当者
職名
氏名
電話番号
FAX番号
E-mail

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金研究開発計画書

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第8条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1. 事業区分 ☐ キックオフステージ ☐ チャレンジステージ (☐ 実証実験を含む)
2. 事業者種別 ☐ スタートアップ ☐ 小規模事業者 ☐ その他
3. 事業種別 ☐ 単独研究型 ☐ 共同研究型
4. 研究開発題目
「 」
5. 補助事業の計画および内容
補助事業計画書 (別紙1)
6. 補助金申請額 円
7. 成長産業枠の申請
・デジタル産業 ☐
(AI・IoT、ロボット、情報通信、スマート家電、半導体、エレクトロニクス等)
・医療・健康産業 ☐
(医療、健康、介護、フェムテック等)
8. CO₂ネットゼロ枠の申請※¹
・エネルギー関連産業 ☐
(水素、アンモニア、自然エネルギー等)
・輸送・製造関連産業 ☐
(自動車、船舶、航空機、インフラ、カーボンリサイクル・マテリアル等)
・家庭・オフィス関連産業 ☐
(住宅・建築物、資源循環等)

添付書類

1. 定款

2. 会社パンフレット
3. 過去2年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）
4. 「チャレンジ計画認定事業」に基づくチャレンジ計画の認定を受けた申請書および認定書の写し※²（ただし、チャレンジ計画の認定を受けずに、キックオフステージに申請する場合は、キックオフ計画書（別紙2）を代わりに提出すること）

（記載注意）

※1 CO₂ネットゼロ枠に申請される場合は、別紙1の3の（4）CO₂ネットゼロへの効果を記入すること

※2 チャレンジ計画と同時申請される場合は、チャレンジ計画の申請書を提出すること

補 助 事 業 計 画 書

1. 基本情報

課題名	
概要 (2 0 0 字以内)	
補助事業期間	交付決定日 ～ 令和 年 月 日
補助事業実施が申請書の住所と異なる場合の実施場所 (住所)	()

2. 実施体制

代表研究者

氏名		部署 役職	
連絡先	電話番号		
	E-mail		
研究開発における役割			

補助事業参加者

氏名	部署 役職	研究開発における役割

3. 研究開発の概要 (枠に収まらない場合は適宜広げてください。ページが増えても結構です。)

(1) 研究の背景とこれまでの取り組み

(2) 研究課題と目標、実施内容

【課題①】
(目標①)
(実施内容①)

【課題②】
(目標②)
(実施内容②)

【課題③】
(目標③)
(実施内容③)

(3) 本事業計画の新規性(独創性)、優位性

(4) CO₂ネットゼロへの効果

(5) 実施スケジュール

実施項目	令和 年									令和 年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
【課題①】												
【課題②】												
【課題③】												

(6) 資金関係

資金支出内訳	別添1のとおり
資金調達内訳および補助金相当額の充当方法	別添2のとおり

※ 別添1、別添2とも必ず作成してください。

4. 別途資料作成の必要性

過去の補助金等交付の実績	☐ あり（5. 過去の補助金等交付を受けた実績）	☐ なし
大学等との共同研究	☐ あり（6. 大学等との共同研究体の構成）	☐ なし
技術指導の受入	☐ あり（7. 技術導入計画）	☐ なし
50 万円以上の設備装置の導入	☐ あり（8. 設備装置の必要理由）	☐ なし

※ 「あり」の場合は、それぞれ別途資料を作成してください。「なし」の場合は不要です。

（専門・特殊用語などの説明）

用語	説明

5. 過去の補助金または委託費の交付を受けた実績等

※ 過去5年間の採択実績についてご記入ください。2件以上ある場合は、記入欄を複製して各内容について記載してください。

※ 応募・採択実績がない場合は記入、提出不要です。

1	申請状況	☐ 申請中	☐ 実施中	☐ 完了済み
	制度名称			
	実施機関名			
	課題名			
	実施期間			
	助成額	円		
	本申請との 関連性・相違点	☐ 関連性あり	☐ 関連性なし	

6. 大学等との共同研究体の構成

※ 大学等との共同研究を実施しない場合は記入、提出不要です。

(1) 構成メンバー表

氏名	所属	役職	連絡先

(2) 研究体の役割分担

①研究体のイメージ図

②役割分担の説明

7. 技術導入計画

※ 技術導入先が複数ある場合は、記入欄を複製して各項目について記載してください。

※ 技術導入の予定がない場合は記入、提出不要です。

技術の指導者	氏名	
	住所または 所属の所在地	〒 —
	所属・役職	
	略歴	
技術の導入が必要な理由 と導入技術の概要		

8. 設備装置の必要理由

※ 設備装置が複数ある場合は、記入欄を複製して各項目について記載してください。

※ 50万円未満の設備装置については、本欄の記入、提出不要です。

設備装置名	
メーカー名・型番	
装置性能	
装置の説明	
必要理由	【研究開発に必要な理由等】 【使用頻度】

キ ッ ク オ フ 計 画 書

申 請 者
住 所 〒

名 称
代表者名

(1) ビジネスプランの内容

計画の名称	
計画の概要	
事業化までの 見通し	【狙いとする市場および状況など】 【補助事業終了後の予定】

(2) フォローアップ支援導入計画

支援機関名	
担当者名	
支援の内容	

※ 必ず工業技術センターの職員と打合せを行い、内容を記載してください。

資金支出内訳

申請者名

経費区 分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円・税抜)	補助事業に要 する経費(円)	補助対象経費 (円)	補助金交付申 請額(円)	備考 (購入先等)
原材料費									
	小計								
設備装置・ 工具器具費									
	小計								
外注費									
	小計								
技術指導 受入費									
	小計								
研究開発 委託費									
	小計								
直接人件 費・旅費									
	小計								
産業財産権 得・導入費									
	小計								
実証実験 付帯費									
	小計								
その他									
	小計								
合計									

(記載注意)

イ 設備装置および工具器具費については、購入、製造、改良、据付、借用、または修繕の別を備考欄に記載すること。

ロ 購入物件については、その購入先を備考欄に記載すること。

事業計画に伴う投資の内容

申請者名 _____

資金調達内訳

区 分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計額		

補助金相当額の手当方法

区 分	補助金相当額 (円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合計額		

(宛先)
滋 賀 県 知 事

申 請 者
住 所 〒
名 称
代表者名

発行責任者・担当者
職 名
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付申請書

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱第10条の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり、令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の交付を申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 事業区分 ☐ キックオフステージ ☐ チャレンジステージ （☐実証実験を含む）
2. 事業者種別 ☐スタートアップ ☐小規模事業者 ☐その他
3. 事業種別 ☐ 単独研究型 ☐ 共同研究型
4. 研究開発題目
「 」
5. 補助事業の計画および内容
補助事業計画書（様式第1号の別紙1）※1
6. 補助事業に要する経費 円
補助金交付申請額 円

添付書類

1. 「チャレンジ計画認定事業」に基づくチャレンジ計画の認定を受けた申請書および認定書
（ただし、チャレンジ計画の認定を受けずに、キックオフステージに申請する場合は、キックオフ計画書（様式第1号の別紙2）を代わりに提出すること）
2. 役員名簿（法人または団体の場合）
3. 誓約書（様式第2号の別紙1）
4. 滋賀県税に関する誓約書 兼 調査に関する同意書（様式第2号の別紙2）

(記載注意)

※1 様式第1号の別紙1は、計画提出時に準じ、審査会などの結果を反映して作成すること

令和 年度 滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金申請に係る
滋賀県税に関する誓約書 兼 調査に関する同意書

滋賀県知事あて

令和 年 月 日

- 1 申請者は、以下のことを誓約します。
- (1) 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。
- (2) 上記（1）が事実と相違し、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金申請資格を有すると認められず、受付が取り消されても異議のないこと。
- 2 上記1（1）の確認のため、以下のことに同意します。
- 全ての滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等の納付または納入の状況に関して、滋賀県税の完納情報の確認を行うこと。

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
	【個人で注意事項に該当する場合】
フリガナ	
氏 名 (法 人 名)	
電 話 番 号	

【注意事項】

- ＊法人の場合
法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称をご記入ください。
- ＊個人の場合
確定申告に記載している事業所の住所が、住民票の住所と異なる場合は、両方ご記入ください。
- ＊この同意書を提出された時点で滋賀県税を完納されたとしても、納税が確認できるまで、1週間から4週間程度の時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

様

滋賀県知事 印

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、規則第6条の規定により通知します。

記

- 1. 補助金交付の対象となる事業は、「 」事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。
- 2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合の補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の額については別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3. 補助金の額の確定は、補助対象経費の経費区分ごとの実支出額に2分の1（3分の2）を乗じて得た額と配分された補助金の額のいずれか低い方の額とする。
- 4. 滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条第1項に規定する補助事業の経費の配分または内容を著しく変更する場合とは、次の各号に定める場合以外の場合をいう。
 - （1） 補助事業に要する経費配分のうち、経費区分ごとの20%以内、または10万円以内の変更をする場合。
 - （2） 補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料、副資材等の数量、規格の変更、設備装置等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更をする場合。
- 5. 補助事業の実施にあたっては、規則及び要綱に従わなければならない。

様式第4号（変更の場合）

令和 年 月 日

（あて先）

滋 賀 県 知 事

申 請 者
住 所 〒

名 称
代表者名

発行責任者・担当者

職 名

氏 名

電話番号

FAX 番号

E-mail

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

令和 年（20 年） 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱第13条第1項の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

（記載注意）

経費の配分変更を伴う場合は、別表および変更後の様式第1号の別紙1の別添1を添付すること

（宛先）
滋 賀 県 知 事

申 請 者
住 所 〒

名 称
代表者名

発行責任者・担当者
職 名
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金に係る
補助事業の廃止承認申請書

令和 年（20 年） 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業を下記のとおり廃止したいので、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱第13条第2項の規定により承認を申請します。

記

- 1．廃止の理由
- 2．廃止の時期

補助事業の経費の配分表

補助事業者名

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費 (税抜)		補助対象経費		補助金申請額		備 考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
原材料費							
設備装置・工具器 具費							
外注費							
技術指導受入費							
研究開発委託費							
直接人件費・旅費							
産業財産権取得・ 導入費							
実証実験付帯費							
その他							
合 計							

(宛先)
滋 賀 県 知 事

申 請 者
住 所 〒

名 称
代表者名

発行責任者・担当者

職 名

氏 名

電話番号

FAX 番号

E-mail

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金に係る
補助事業遅延等報告書

令和 年(20 年) 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業の遅延等について、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 同上に要した経費
3. 遅延等の内容および原因
4. 遅延等に対してとった措置
5. 補助事業の遂行および完了の予定

様式第6号

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者
住所 〒

名称
代表者名

発行責任者・担当者

職名

氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金に係る
補助事業遂行状況報告書（令和 年9月30日現在）

令和 年（20 年） 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業の遂行状況について、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 遂行状況

別紙1のとおり

2. 補助対象物件等の状況

別表のとおり

(記載注意)

1. 申請書の内容説明書と対応させて開発の経過とその成果を、また今後の予定について簡明に記載すること。
2. 開発の日程と実績とを比較して、遅速のある場合はその理由を記載すること。

遂行状況

(1) 課題名

(2) 中間結果

【課題①】
(実施内容①)
(成果①)

【課題②】
(実施内容②)
(成果②)

【課題③】
(実施内容③)
(成果③)

(3) 今後の予定

(4) 研究の日程

実施項目	令和 年									令和 年		
	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3
【課題①】												
【課題②】												
【課題③】												

* 研究のスケジュールには計画期間を破線、実施期間を実線で記入すること。

補助対象物件の状況

補助事業者名 _____

経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円・税別)	金額（円）			入手・実施 年月日	支 払 年月日	支払先	補助金 充当額 (円)	備考
						予算額	実績額	補 助 対象額					
原材料費													
	小 計												
設備・器具費													
	小 計												
外注費													
	小 計												
技術指導 受入費													
	小 計												
研究開発 委託費													
	小 計												
直接 旅費・人件費													
	小 計												
産業財産権 得・導入費													
	小 計												
実証実験 付帯費													
	小 計												
その他													
	小 計												
合計													

(記載注意)

- イ 設備装置および工具器具費については、購入、製造、改良、据付、借用、または修理の別を備考欄に記載すること。
 ロ 予算額は、交付決定時の経費を記載すること。

様式第7号

令和 年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申 請 者
住 所 〒

名 称
代表者名

発行責任者・担当者

職 名

氏 名

電話番号

FAX 番号

E-mail

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金に係る
補助事業実績報告書

令和 年(20 年) 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業を、
令和 年 月 日付けで完了(廃止)しましたので、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金
交付要綱第16条の規定により次の書類を添えて報告します。

1. 補助事業結果報告書(別紙1)
2. 決算総表(別紙2)
3. 収支明細書(別紙3)

補助事業結果報告書

補助事業者名 _____

補助事業の結果
課題名、実施期間

課題名	
補助事業期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
補助事業の実施が申請者の住所と異なる場合 の実施場所 (住所)	()

代表研究者

氏名		部署 役職	
連絡先	電話番号		
	E-mail		
研究開発における役割			

補助事業参加者

氏名	部署 役職	研究開発における役割

研究課題と目標、成果

【課題①】 (目標①) (成果①)
【課題②】 (目標②) (成果②)
【課題③】 (目標③) (成果③)

研究の日程

実施項目	令和 年									令和 年		
	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3
【課題①】												
【課題②】												
【課題③】												

実施内容および今後の課題

【実施内容】

【委託研究の成果】

【今後の課題】

産業財産権の取得について

チャレンジ計画（キックオフ計画）の見通し

決 算 総 表

補助事業者名

(1)支出の部

経 費 区 分	予算額 (円)	決算額 (円)	補助金充当額 (円)	備 考
原材料費				
設備装置・工具器具費				
外注費				
技術指導受入費				
研究開発委託費				
直接人件費・旅費				
産業財産権取得・導入費				
実証実験付帯費				
その他				
合 計				

(2)収入の部

区 分	予算額 (円)	決算額 (円)	補助金充当額 (円)	備 考
自己資金				
借入金				
補助金				
その他				
合 計				

収 支 明 細 書

補助事業者名 _____

(1)支出

経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円・税別)	金額(円)			入手・実施 年月日	支払 年月日	支払先	補助金 充当額 (円)	備考
						予算額	実績額	補助 対象額					
原材料費													
	小計												
設備装置・ 工具器具費													
	小計												
外注費													
	小計												
技術指導 受入費													
	小計												
研究開発 委託費													
	小計												
直接人件費・ 旅費													
	小計												
産業財産権取 得・導入費													
	小計												
実証実験 付帯費													
	小計												
その他													
	小計												
合計													

(記載注意)

イ 設備装置および工具器具費については、購入、製造、改良、据付、借用、または修理の別を備考欄に記載すること。

ロ 予算額は、交付決定時の経費を記載すること。

(2) 収入

経費区分	金 額（円）		調達年月日	調達先	備 考
	予算額	決算額			
自己資金					
借入金					
補助金					
その他					
合 計					

(記載注意)

- 1 この決算書中、予算額とは申請書の内容説明書に記載したものをいい、補助事業計画を変更した場合には、その承認を受けた計画に基づくものをいう。
- 2 補助事業に要する経費の未払、未了分については支払予定年月日を備考欄に記入すること。
- 3 予算額と決算額が著しく相違するときは、その理由を備考欄に記入すること。
- 4 機械等の据付費は、機械本体の経費と分明しているもの場合は、種別欄に記入するものとし、分明できない場合は備考欄に据付費を含むと記入すること。
- 5 自家製造のものについては、収支明細書中「入手年月日」とあるのは「完成年月日」と読み替えること。

様式第8号

令和 年 月 日

(宛先)
滋 賀 県 知 事

申 請 者
住 所 〒

名 称
代表者名

発行責任者・担当者
職 名
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金に係る
補助事業財産処分承認申請書

令和 年(20 年) 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業に関し、下記の財産を処分したいので、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱第17条第2項の規定により承認を申請します。

記

1. 取得財産の品目および取得年月日
2. 取得価格および時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由

(宛先)
滋 賀 県 知 事

申 請 者
住 所 〒

名 称
代表者名

発行責任者・担当者
職 名
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金に係る
企業化状況報告書

令和 年(20 年) 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業に関し、 年度の企業化状況について、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱第19条第2項および第20条の規定により次のとおり報告します。

記

1 開発題目	
2 補助金確定額	円
3 本年度の企業化の状況 (該当する段階に○印をつけてください。)	1. 研究開発継続中、2. 試作評価段階、3. 商品販売中、4. 中断 3-1 販売のための宣伝等を行っている。 3-2 注文(契約)が取れている。 3-3 製品が1つ以上販売されている。 3-4 継続的に販売実績があるが収益はない。 3-5 継続的に販売実績があり収益もある。
	実施内容 別紙のとおり
4 本年度の販売額、収益等の状況	別表のとおり

様式第 9 号の別紙

実施内容

(1) 研究開発や事業化に向けた取り組み

(2) 今後の予定および課題

(3) 産業財産権の取得状況

総出願数 件 (内 年度)		
テーマ名		
種類	状況	申請日
内容		
テーマ名		
種類	状況	申請日
内容		
テーマ名		
種類	状況	申請日
内容		

補助事業に係る本年度の販売・収益等の状況

補助事業者名

補助事業年度の総事業費	補助金確定額	本年度までの総事業費	控除額	本年度の実績			基準納付額	前年度までの累積納付額	本年度納付額	備考
				販売数量	販売額	収益額				

(記載注意)

1. 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の企業化、工業所有権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益全体をいう。
2. 控除額とは、補助事業に係る経費のうち、中小企業者が自己負担によって支出した額の5分の1をいう。
3. 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての経費をいう。(補助金および自己負担金)
4. 「基準納付額」とは、補助事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。
5. 「前年度までの補助事業に係る県への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金および財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
6. 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。

様式第9号の別表の別添1

開 発 商 品 販 売 実 績 表

補助事業者名 _____

1. 開発商品輸出実績

年 月	仕向地別	販 売 高			主たる売渡先	備 考
		単価（円）	数量	金額（円）		
計						

2. 開発商品国内販売実績

年 月	販 売 高			主たる売渡先	備 考
	単価（円）	数量	金額（円）		
計					

開 発 商 品 原 価 構 成 表

補助事業者名

項目	金額（円）
A 原材料費	
B 外注加工費	
C 労務費	
D 工場経費	
1 電力費	
2 燃料費	
3 修繕費	
4 消耗費	
5 保険料	
6 減価償却費	
7 福利厚生費	
8 その他経費	
E 当期総製造費用（A + B + C + D）	
F 期首仕掛品棚卸高	
G 期末仕掛品棚卸高	
H 当期製造品製造原価〔（E + F）－ G〕	
I 一般管理費および販売費	
J 総原価（H + I）	
K 総製造数量（年間）	
L 1 個当たり原価（J ÷ K）	

（記載注意）

- ・原価構成の欄は、開発商品の年間製造高に要した直接間接一切の費用の合計について記入すること。
- ・原材料費は、主要原材料、補助料および買入部品をいう。
- ・外注加工費は、他工場に材料を供給して加工させ半製品、部品等としてこれを引き取る場合における支払加工賃をいう。
- ・労務費は、給料、賃金、手当は製造原価に含まれる工場事務員の給料、賞与、手当および工員の賃金、賞与、手当（所得税、組合費等を差し引かない金額）をいう。
- ・消耗費は、耐用年数 1 年未満の消耗工具、器具、備品等も含まれる。
- ・福利厚生費は、工場の従業員の健康保険料等の事業主負担額、福利厚生費、施設費、賄費および維持費（一般管理部門に含まれているものは除く。その他工場従業員の慰安のために消費した経費をいう。）
- ・一般管理費および販売費は、年間商品製造原価と年間工場総製造原価との比率に従って按分記入のこと。

様式第 9 号の別表の別添 3

補 助 事 業 に 係 る 総 事 業 費

補助事業者名 _____

年 度	総事業費	自己負担額	補助金	備考
補助事業年度				実績報告書の決算総表より転載する
				実績報告書に記載以外のものがあれば記入する
終了後 1 年目				
2 年目				
3 年目				
4 年目				
5 年目				
合 計				

(宛先)
滋 賀 県 知 事

申 請 者
住 所 〒

名 称
代表者名

発行責任者・担当者
職 名
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

令和 年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金概算払請求書

令和 年(20 年) 月 日付け滋 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱第 22 条項の規定により、概算払を下記のとおり請求します。

記

金	円
(1) 交付決定通知額 金	円
(2) 概算払受領済額 金	円
(3) 今 回 請 求 額 金	円
(4) 残 額 金	円